

P2 契約はやめられないの？

学習目標 いったん成立した契約は原則やめられないが、解消できる場合もあることを知る

具体例をあげながら、『消費者契約法』『民法』『特定商取引に関する法律(特定商取引法)』について、どのような場合に解消できるのかを理解させます。

消費者契約法 事業者と消費者の間には、商品やサービスについて、情報の質・量・交渉力に格差があることから消費者の利益を守る目的で設立した法律です。労働契約を除く、全ての事業者と消費者間の契約に適用されます。取消できる場合と消費者にとって一方的に不当・不利益な条項が無効になる場合を定めています。(冊子P16参照)

【取消できる場合】



不実告知 契約内容の重要な事項について事実と異なることを告げられて誤認して契約した場合。

事例: 中古車を購入するときに、事故車ではないと聞いていたが後で事故車だとわかった



不利益事実の不告知 有利な点ばかり強調し、それを聞いていたら契約しなかったような不利になる事実を故意に告げなかったため誤認して契約した場合。

事例: 高層ビルが建設されると日当たりが悪くなると知っていた事業者から日当たり良好と言われて家を契約した。



断定的判断の提供 将来における変動が不確実な事項について、確実な情報として告げられ誤認して契約した場合。

事例: 値上がりするかわからないのに「絶対に儲かります」と言われて株の売買を契約した。



不退去 自宅や職場に事業者が居座り、帰ってほしいという意志表示をした(または暗に伝えた)のに事業者が帰らないため、困惑して契約してしまった場合

事例: 学習教材業者が来訪し帰ってと言っているのに帰らず、仕方なく契約した。



過量な内容の契約 事業者が必要以上に過量であると知っていて勧誘し、契約した場合。

事例: 店で「結婚式にしか着ない」と言ったのにたくさんの着物を購入させられた。



不退去・退去妨害 営業所などで消費者が帰りたいと意思表示をしている(または暗に伝えた)のに、帰してくれず、困惑して契約してしまった場合。

事例: キャッチセールスで営業所に連れて行かれ、帰りたいと言ったのに契約をするまで帰してくれなかった。



社会生活上の経験不足の不当な利用

消費者が抱いている不安を業者がおり、勧誘し契約した場合や恋愛感情等につけこんで勧誘し契約した場合。

事例: 恋人に「自分がデザインしたアクセサリを買ってくれないとつきあえない」と言われて、アクセサリの売買契約をした。



霊感的知見を用いた告知 「悪霊が憑りついていて将来不幸になる」など不安をあおり勧誘し契約した場合。

事例: 祈禱師と名乗る人物に家族や自分の悩みを聞き出され「今すぐ除霊しないとさらに大変なことになる。この置物を買えば除霊ができて幸せになれる」と言われて、置物を購入させられた。

勧誘することを告げずに、退去困難な場所に同行し勧誘契約前なのに強引に損失補償を請求される等

威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害

・取消できる期間は、誤認に気づいた時又は困惑から脱した時から1年間です。ただし契約から5年経過すると取消できません。
・令和5年1月5日より霊感的知見を用いた告知により契約した場合は、誤認に気づいた時又は困惑から脱した時から3年間、契約をしてから10年間取消することができます。また、令和元年6月15日から令和5年1月4日までに結んだ契約で、時効が完成していないものにも上記が適用されます。

【無効になる場合】

- ・事業者の損害賠償責任を免除・制限する条項・不当に高額な損害賠償や遅延損害金の予定条項
- ・事業者の債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄させる条項・消費者の利益を一方的に害する条項

民法 私たちの生活における財産、家族関係について規定している法律です。公序良俗に反する契約は無効、錯誤・詐欺があった場合と脅迫されて契約した場合は取消することができます。また、未成年者が法定代理人(親権者等)の同意なく締結した契約を取消することができる未成年者の取消、約束が守られない場合(債務不履行)に契約を解除することができる債務不履行による解除も定められています。(冊子P16参照)



未成年者契約の取消し

法定代理人(親権者等)の同意が無い契約をした場合は、親権者等または本人が取消することができます。
※2022年(令和4年)4月1日より成年年齢は18歳に引き下げられました。

未成年者契約の取消ができない場合

- ・成人だとうそをついて契約した
- ・お小遣いの範囲内の契約
- ・親権者等(法定代理人)があらかじめ同意した契約
- ・親権者等(法定代理人)があらかじめ許可した営業の契約
- ・成人してから代金の一部または全部を支払った。または、購入したものを売却した。



債務不履行による解除

相手の故意・過失によって、約束が守られない(債務不履行)の場合は契約が解除でき、損害賠償を求めることもできます。

債務不履行による解除

- 債務不履行には以下があります。
- ・履行遅滞: 履行期日が過ぎても事業者が履行しない
 - ・履行不能: 債務者側の故意・過失で履行不可能となる
 - ・不完全履行: 履行したが、不完全だった

特定商取引に関する法律(特定商取引法)

トラブルの多い特定の7つの取引類型について、勧誘の際に事業者が守るべき規制(書面交付・広告規制・不当な勧誘等の禁止)クーリング・オフ(無条件契約解除権)制度、取消し(不実告知や故意の不告知があった場合)、中途解約(特定継続的役務提供・連鎖販売取引)、過量販売解除などを定め、消費者保護を図っています。

通信販売を除く6つの類型では、契約書面交付が義務となっていますが、2023年6月1日より消費者が書面で承諾すれば電磁的な方法(メール、SNS、USB)で発行されることもあるので注意が必要です。

クーリング・オフとは、消費者が契約後に冷静に考え直し、**一定の期間(8日・20日)であれば無条件で契約をやめることができる制度**です。消費者の費用負担はなく、原状回復義務は事業者にあります。

特定商取引に関する法律の適用除外

- 他の法律で消費者保護が図られている商品やサービス
(例金融サービスの提供に関する法律・電気通信事業法・旅行業法等)
- 営業目的での契約 等

取引類型	内容	対象	クーリング・オフ期間	中途解約の制度
①訪問販売	事業者の店舗・営業所以外で契約する(キャッチセールス・アポイントメントセールスの場合は店舗や営業所での契約であってもこれに含む)	原則全ての商品、サービス ^{※1} および特定権利 ^{※2}	8日間	× 過量販売解除 ^{※4}
②通信販売	郵便・電話・インターネットなどの手段により申込み。		× 返品制度 ^{※3}	×
③電話勧誘販売	電話で勧誘され契約をする。		8日間	× 過量販売解除 ^{※4}
④連鎖販売取引(マルチ商法)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで組織に参加させ、連鎖的に拡大し、商品・サービスの取引を行う。	原則全ての商品、サービス、権利	20日間	○ ^{※5}
⑤特定継続的役務提供	継続的にサービスを提供する取引で契約期間が1カ月または2カ月を超えるもので契約金額が5万円を超える、次の7つのサービス。エステティックサービス・一部の美容医療 ^{※6} ・語学会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス。	7業種	8日間	○ ^{※7}
⑥業務提供誘引販売取引	商品やサービスを販売する事業で収入が得られると誘引し、その業務のために必要な商品やサービスの契約をする取引で、いわゆる内職商法やモニター商法。	原則全ての商品、サービス、権利	20日間	×
⑦訪問購入	自宅または営業所以外の場所で、買い取りを勧誘される。	原則全ての物品 ^{※8}	8日間	×

※1 訪問販売・電話勧誘販売のクーリング・オフ適用除外

- 自動車販売、自動車リース、葬儀など

※2 特定権利

- 施設の利用または役務の提供(政令による)、社債その他の金銭債権、株式や社債権など

※3 返品制度

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品制度があり、“返品に関する表示”がなければ、商品到着後8日以内に、消費者が送料を負担し返品することができます。

※4 過量販売解除

- 訪問販売・電話勧誘販売で、日常生活に通常必要な量を著しく超える契約の場合は、契約締結後1年以内であれば契約を解除できます。

※5 連鎖販売取引(マルチ商法)の中途解約(冊子P17参照)

- 契約期間内であれば、いつでも退会し、中途解約ができます。
条件を満たせば購入した商品を返品し返金を受けることができます。

※6 特定継続的役務提供の美容医療

- 美容医療の適用範囲は、脱毛・にきび・しみ・そばかす・ほくろ・入れ墨などの除去、皮膚のしわやたるみの軽減、脂肪の減少、歯牙の漂白です。

※7 特定継続的役務提供の中途解約(条件あり)(冊子P17参照)

- 契約期間内であれば中途解約が可能です。
- すでに受けたサービスの料金と解約手数料を支払えば自由に解約することができます。
- 解約手数料の上限についてはサービス開始前と開始後それぞれ法律に定められています。
- 関連商品の売買契約も解約できます。

※8 訪問購入のクーリング・オフ適用除外

- 家具、家電、本、CD、自動車(二輪車は除く)など